

おんが

発行所 役場
遠賀町 発行部
編集 庶務課
遠賀町 印刷所
冷牟田印刷合資会社

町民プールが完成

防衛施設局補助

国民年金特別融資で

助金六〇二万円、更に厚生省から厚生福祉施設整備の趣旨で、国民年金の特別融資五五〇万円をうけて総事業費一、三〇〇万円を要して建設されたものです。



従来本町には水泳プール施設は遠賀中学校に一ヶ所あるだけで、夏期におけるプールの利用面で町民のみならず、特に小・中学生に不自由をかけていましたが、今回の町民プール完成により今年からは多少緩和されるものと思われ

ます。今後、この施設は広く町民に利用していただくことになりませんが、防衛施設局の補助および国民年金特別融資の趣旨を充分認識され、体位向上の場として、又レクリエーションの場として有効に活用されるようお願いいたします。

昨年十月上旬から島門小学校北側に建設中であつた遠賀町民プールが二月末完成しました。

この町民プールは、防衛施設局、辺民生安定施設整備法に基く補助金工事で、防衛施設局から国庫補

規 模
総工事費 一、九〇六千円

4月のこよみ

- 1日 エイプリルフール
- 2日 図書館記念日
- 5日 清明
- 7日 世界保健デー
- 8日 花まつり
- 10日 婦人の日
- 婦人週間
- 11日 メートル法公布記念日
- 18日 発明の日
- 春土用
- 家庭の日
- 20日 通信記念日、郵政週間
- 21日 穀雨
- 28日 身体障害者福祉法記念日
- 29日 天皇誕生日

町民の動き

- 2月末 2,421世帯
- 男 4,542人
- 女 5,002人
- 計 9,544人
- 3月異動 - 4世帯
- 男 - 28人
- 女 - 13人
- 計 - 31人
- 3月末 2,417世帯
- 男 4,514人
- 女 4,999人

水面積 四〇〇㎡
25メートル7コース
プールサイド 四二五㎡
附属建物 81㎡
(更衣室、便所、足洗場、機械室)

◎一票に願いをこめて
町づくり

◎投票日あなたが発言する日です

四月二十五日は町長・町議会議員選挙の投票日
有権者の自覚で「明るく正しい選挙」を

来る四月二十五日の地方選挙は、私たちの生活に最も身近な選挙としてその関心も高く、それだけに買収く供応、因縁や情実によって、ややもすると「清き一票」が汚され、ゆがめられることになりかねません。選挙こそ住民一人一人が主権者として政治に意見を反映させる唯一の機会です。私達が平和で、しあわせな暮らしができるか否かは、選挙における各自の自覚ある「一票」によって左右されます。

この意味において来るべき選挙には、買収、因縁、情実にとわされることなく、正しく良識よく考え、民主政治の主権者としての自覚をもって「明るく正しい選挙」をいたしましょう。

遠賀町選挙管理委員会

国民年金(十年々金)の裁定請求四月より
受付開始

いよいよ待ちに待った十年年金の方(満六十五才)が本年四月より支給手続の開始になります。明治三十九年四月二日以降明治四十四年四月一日以前に生まれた方は本年三月の保険料を納めると四月以降は納められなくなり満六十五才に達した次の月から支給されることになり誕生の月に裁定請求をすることになります。

又、明治四十四年四月二日以降生の方で本年中に満六十五才に達する人は満六十五才に達する月の前月までしか保険料を納めることは出来ませんので注意して下さい。尚次の点に注意下さい。

- ①裁定請求の手続
請求書類は役場社会係へ
- ②年金の支給は年四回
五月・八月・十一月・二月
- ③年金繰り上げ支給について
年金は本来満六十五才から支給されますが本人の希望により満六十才から請求することが出来ます。しかし次の割合で減額された金額が終身支給されますのでよく検討されて請求して下さい。

年齢	減額率
60才	42%
61才	36%
62才	28%
63才	20%
64才	11%

国民年金保険料納付方式の改正について

昭和四十五年度迄は現金で納付組織又は個人が役場の国民年金の担当者ところで納付しておりましたが昭和四十六年度から税金のように納付書により年四回(三ヶ月分)に分け今迄のように納付組織又は個人が収入役室にあります収納代理機関(遠賀信用金庫遠賀川支店役場派出所)に納付すること(次頁)

(前頁より)
 とに改正しましたので御協力下さいませ。
 尚現在国民年金手帳につきましては役場が預っておりますが昭和四十六年度から本人に返し領收証を貼付していただきます。
 (納付書について)
 第一回(四月・五月・六月)分を
 四月中旬発送
 納期限六月三十日
 第二回(七月・八月・九月)分を
 七月中旬発送

納期限九月三十日
 第三回(十月・十一月・十二月)分を
 十月中旬発送
 納期限十二月二十五日
 第四回(一月・二月・三月)分を
 一月中旬発送
 納期限三月三十一日
 追而 三ヶ月分になりますと金額も相当高くなりますので今迄のように毎月納付組織により徴収していただき納期限に三ヶ月分をまとめて納付していただく事も考えております。

交通事故と

国民健康保険給付

国民健康保険被保険者が交通事故でけがを受けた場合、国民健康保険で治療を受けることはさしつかえありません。しかし、交通事故の責任はすべて加害者にあります。これを第三者傷害行為と言っております。けがの治療費等は本来、加害者が全部負担しなければなりません。理想的にいえば、交通事故のけがは、被害者が加害者から充分の治療費、充分の慰謝料、充分の休業補償費を現金で受け取り、加害者と被害者の双方で解決すべきものです。

しかし、現実には弁償が遅れたり、不充分だったりする場合があります。そういう場合のつきに、国民健康保険被保険者証を使って医者にかかることはできます。その場合、医療費の7割は国民健康保険が医者へ払うことになりませんが、これはもともと加害者が支払うべき医療費を、国民健康保険が一時立て替えて払っているに過ぎません。

国民健康保険は当然、あとで立替えた医療費の全額を加害者に請求します。法律はこういう場合、国民健康保険が負担した医療費に限って、被害者が加害者に対して持っている損害賠償請求権を肩がわりして、国民健康保険が直接加害者に対して損害賠償を請求できることに定められています。

加害者が応じない場合は、自動車損害賠償責任保険の保険金を請求しますし、場合によっては、裁判所に訴えるようなこともおこります。加害者はよく「国民健康保険被保険者証を使えば医者代はタダだから……」などといいますが、これはとんでもない話です。そういうときは「医者代は国民健康保険が一時立て替えるだけで、あとで加害者に請求代がまわる」ということをよく説明してあげて下さい。

ただ、この場合、被害者と加害者が示談を結んでしまうと、そのとき以後は、示談でとりきめたこと以外は、加害者に対して請求する権利がなくなってしまう。被害者と加害者二人だけで話し合い、示談を結ぶことなど、げんについで下さい。

昭和45年度中本町では、国民健康保険被保険者(加入者)の力で12件の交通事故があり、その医療費の7割を国民健康保険で一時的に替えております。もちろん、立て替えた医療費については加害者に対して損害賠償として請求しております。損害賠償に応じない加害者については裁判所に訴えて解決した例もあります。国民健康保険被保険者で、不幸にして交通事故

故にあったら、示談を結ぶ前に必ず国民健康保険係へ申し出たられ

昭和四十六年春の

交通安全 福岡県 県民運動

- 期 間 実施期間
 前期 四月五日(月) から四月十日(土)まで 六日間
 後期 四月二十六日(月) から五月一日(土)まで 六日間
- 重点目標
 ③ 信号無視、速度違反、追越違反、過積載等の無謀な運転を防止するための指導および取締り
 ④ 職場における適正な運行管理および安全運転管理の確保
 ⑤ 車両の点検整備とくに整備不良等にもとづく交通公害(有毒ガス、騒音)の防止
 ⑥ 踏切における一時停止と安全確認の励行の指導および取締り
 ⑦ 運転マナーの指導

- 重点実施事項
 前期における運動の重点目標
 ① 通学通園路および子どもの遊び場所附近の安全施設等の総点検と、通学通園路における児童、園児の安全指導
 ② 幼児および小学校低学年児童に対するおよび出し事故防止のための安全の確保と、保護者に対する教育
 ③ 小学生および中学生に対する正しい自転車の乗り方の指導
 ④ 交通環境の変化により事故多発の傾向にある地域における歩行者とくに老人に対する保護および安全教育
 ⑤ 正しい横断の励行と横断中の歩行者保護のための指導
 ⑥ 遊戯道路、買物道路の設定の促進および通学路等歩行者の保護をとくにはかる必要のある道路における交通規制の促進
 ⑦ 後期における実施事項
 ① 地域および職域における飲酒運転追放運動の強力な推進
 ② 飲酒運転の取締りと酒類提供業者に対する指導

- 交通安全の心得
 歩行者
 一 道路を横断するときは速回りでも信号機、横断歩道、横断歩道橋などを利用すること。
 二 道路を横断するときは車のとぎれをたしかめ、必ず手をおげ左右の安全をたしかめて渡ることに。
 三 斜め横断しないこと。
 四 走っている車のすぐ前、すぐ後を横断しないこと。
 五 止まっている車のすぐ前、すぐ後から横断しないこと。
 六 歩道のない道路は、右端を歩くと。
 七 老人、子供の安全誘導に努めること。

- 自転車乗用者
 一 自転車は身体に合ったものを選ぶこと。
 二 二人乗りをしないこと。
 三 左右折等の合図を励行すること。
 四 右折する場合は交差点の左側端に沿って進行すること。
 五 左側端の列進行を励行すること。
 六 安全装置は常に点検して、整

ますようお願いいたします。

(一面)

- 備不良車には乗らないこと。
- 七 夜間は必ず点灯し、後部には反射鏡または反射テープを取付けること。
- 八 踏切では必ず一時停止し、安全確認を励行すること。
- 九 飲酒して自転車に乗らないこと。
- 十 傘をさすなど片手ハンドル運転をしないこと。
- 家族(主婦など)
 - 一 家族のだらん時に新聞、ラジオ、テレビ、その他で広報されていることなどを中心に、交通事故防止について話し合いを行なうこと。
 - 二 家族が家を出るときには、正しい歩行、車に注意、また、車を運転するものには安全運転、酒をのまないよう「愛の一声」をかけること。
 - 三 こともには、交通ルール、安全な通学通園のしかたなどについて実地に指導すること。
 - 四 幼児の一人歩き、道路へのとび出し、路上遊ぎをさせないこと。
 - 五 幼児と歩くときは、幼児を車側に出さないように手を引いて歩くこと。
 - 六 「のんだら のるな のるならのむな」を徹底すること。
 - 七 すすんで、交通講話や交通安全等に参加して、交通ルールを身につけること。
- 車両運転者
 - 一、酒をのんだら絶対に運転しないこと。
 - 二、げた、スリッパ等をはいて車を運転しないこと。
 - 三、横断歩道における一時停止の励行など歩行者保護ルールを厳守すること。
 - 四、スピードの出し過ぎ、無理な追越し、割込みは絶対にしないこと。
- 五、踏切では必ず一時停止し安全確認を励行すること。
- 六、夜間他の車両と行き違うときは減光または下向を励行すること。
- 七、のろのろ運転して車の流れをみださないこと。
- 八、作業点検、定期点検を励行し整備不良車、装置不良車等は絶対に運転しないこと。
- 九、安全呼称を行ない、これを習慣づけること。
- 十、自動二輪車、原動機付自転車に乗るときは必ずヘルメットを着用すること。
- 十一、自動二輪車、原動機付自転車の片手ハンドル運転をしないこと。
- 十二、自動二輪車、原動機付自転車の同乗者には横乗りをさせないこと。
- 十三、前車が急停車したときでもこれに追突しない安全な車間距離をとること。
- 十四、進路を変更するときは後車が追突しない安全な車間距離をとること。
- 十五、赤旗、発煙筒など非常信号用具を備え付けておくこと。
- 雇用主、事業主、運行管理者、安全運転管理者等
 - 一、運行管理、安全運転管理体制を確立して、事故防止につとめること。
 - 二、作業点検、定期点検を実施し、整備不良車、措置不良車の運転をさせないこと。
 - 三、運転者に対し、法令講習、事故防止研究会等を実施して、交通思想の高揚と交通ルール等を体得させること。
- 学校、幼稚園等(学童・園児)
 - 一 学校、幼稚園(保育所)への登下校は、必ず定められた通学(園)路を通ること。

- 二 上級生は、下級生の模範となつて、正しい通行、安全な横断をすること。
- 三 遠回りでも横断歩道、信号機横断歩道橋などがあるところでは必ずこれを利用すること。
- 四 車のすぐ前、すぐ後の横断、とび出し、斜め横断、左側通行車道通行、無茶な自転車の乗り方は絶対にしないこと。
- 五 道路上であそびないこと。
- 六 鉄道線路や踏切で遊ばないこと。
- 七 自治会や、ことも会等で交通安全について話し合いをしてこれを守ることを。
- 八 手をあげて直ちに横断するのではなく、運転者が歩行者を認めて停止するのをまって横断すること。

川や堤防にごみを

捨てるのはやめましょう

近頃、川や堤防などにごみや汚物、てないようにして下さい。

昭和三十六年度河川浄化運動実施期間 四月十九日～四月二十五日

白水—倉谷線の丁ヶ坪踏切

開通について(通知)

長い間町民のみなさんにご迷惑をかけておりました白水—倉谷線の丁ヶ坪踏切が下記のとおり開通することになりましたのでお知らせいたします。

昭和四十六年三月三十日十二時

求人申込書

芦屋更生企業組合

遠賀郡岡垣町戸切三四四

雑役夫	男	若干名
	女	
日給	男	千三百円より
	女	九百円より
その他	中卒以上、健康な人	
面接日	町報が発行されて一週間後より三日間	

以上よろしくお願ひします。

昭和46年 度労災保険年度更新説明会日程表

日 時	場 所	備 考
4月13日(火) 自10時 至12時	遠賀郡水巻町公民館	遠賀郡在 一般継続事業場全事業場
4月14日(水) 自 10時 至 12時	北九州市 八幡区市民会館	八幡区、戸畑区、官公庁、労働組合 一般継続事業場全事業場
4月14日(水) 自13時50分至15時	同 上	管内全 一括有期適用事業場
4月16日(金) 自 10時 至 12時	中間市 商工会議所 2 階会議室	中間市在 一般継続事業場全事業場

昭和四十六年度労災保険
年度更新時における説明会

記

一 昭和四十六年度労災保険年度更新説明会案内

別添日程表のとおり

二 報告書提出及び保険料納付

期限 昭和四十六年五月十五日
提出納付機関 日銀代理店、郵便局、福岡基準局、八幡監督局

※ 提出納付期限を過ぎますと
不利益な取扱いを受けること

局

所在地 八幡区尾倉町二丁目
電話 六七一六三六

(イ)報告書は各説明会会場にて案内状と引き換えにお渡しします。案内状は必ず持参して下さい。
(ロ)詳細については八幡労働基準監督署に照会下さい。

三 その他

がありますので期限は厳守して下さい。

住民異動届は 十四日以内に

いたしましょう

転入、転出等の住所の移動や、その他(世帯主の変更、地番の訂正等)住民票の記載事項に異動を生じたときは、住民基本台帳法により十四日以内の届出が本人及び世帯主に義務づけられています。
※ 親許を離れて寮、下宿等から通学・通勤している人は、当町に生活の本拠がありませんので、役

『保険税の二重払いについて』

給与所得者で社会保険料を毎月天引きされながら、本人が手続きを怠っているための家族が社会保険に加入できず、町の国民健康保険に加入されている方が相当数おられます。
こういう方は保険税と社会保険料を二重に支払っておられる方です。言い換えると不要な国民健康保険税を支払って損をされている

五月は赤十字運動月間です

日本赤十字は社員によって組織されています。
一世帯当り一人は必ず三〇〇円の社員にご加入下さい。

この日赤募金のお金がガン対策として胃巡回検診自動車、子宮がん検診車、又は献血用採血車、及

遠賀町日赤分区長

身体障害者巡回相談について

- 一、日時 五月十四日(金) 10時~15時
 - 一、場所 遠賀町公民館ホール
 - 一、相談料 無料
 - 眼科と耳鼻科は午後の受付
 - 1 身体障害者手帳の交付(再交付も)
 - 2 更生(育成)医療の給付希望をする人
 - 3 補装具の交付(修理)を希望する人
 - 4 職業及び障害年金の相談を希望する人
 - 5 更生擁護施設及び児童福祉施設への入所を希望する人
 - 6 その他諸般の相談を希望する人
- ※手帳と印鑑を持参のこと。
補装具の交付(修理)希望の方は必ず、この機会に申込んで下さい。
年中途は予算関係で不可能な事が多いようです。